

令和7年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日（火） 午後1時30分から午後3時15分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）5階 大会議室

3. 出席委員 (16名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕 緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎			
〃	2 番	中 村 精			
	3 番	山 田 準 二	委 員	1 3 番	藏 内 敏 博
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 4 番	石 谷 隆
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 5 番	柳 田 和 廣
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 6 番	竹 森 潔
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 7 番	福 安 修
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信 温

4. 欠席委員 (2名)

委 員	1 1 番	河 毛 早 苗	委 員	1 2 番	長 束 真 帆
-----	-------	---------	-----	-------	---------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：15名)

旧 市	太 田 忍	河原町	漆 原 清 志
邑 美	有 本 知 勝	用瀬町	西 村 勝
高 草	前 田 洋	〃	池 本 和 明
湖 東	山 根 一 美	佐治町	山 下 増 治
国府町	吉 永 昇 平	気高町	居 川 春 好
福部町	谷 口 泰 彦	鹿野町	谷 口 和 人
〃	平 林 秀 庸	青谷町	大 石 剛 史
河原町	荻 原 誠		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	1 2 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	1 3 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	1 4 号	非農地証明について
議案第	1 5 号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号例外規定による届出書（農業用施設）の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後１時３０分	
川 口 局 長	ただ今から、令和７年度第３回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川 口 局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号１１番 河毛委員、議席番号１２番 長束委員より欠席の報告がありましたので、委員１８名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議 長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号５番 建部委員、７番 小林（照）委員をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号９番から１９番の１１件でございます。 整理番号９番は、気高町下光元で売買による所有権移転です。 整理番号１０番は、佐治町古市と大井で贈与による所有権移転です。 整理番号１１番は、佐治町高山で贈与による所有権移転です。 整理番号１２番は、佐治町高山で贈与による所有権移転です。 整理番号１３番は、鹿野町寺内で売買による所有権移転です。 整理番号１４番は、大桒で贈与による所有権移転です。 整理番号１５番は、古海で売買による所有権移転です。 整理番号１６番は、嶋で売買による所有権移転です。 整理番号１７番は、用瀬町鷹狩で売買による所有権移転です。 整理番号１８番は、数津で売買による所有権移転です。 整理番号１９番は、湖山町北四丁目で賃借権の設定です。 すべての申請が、農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議 長	それでは、整理番号９番を審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居 川 委 員	６月５日に柳田農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は近隣を購入しておられます。申請地は４０年以上前から譲受人が耕作されております。農機具もあり大規模にやっておられるので支障ありません。また、転用や転売もありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員	居川委員の説明のとおりで、全く問題ないと判断しています。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号９番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番 10 番を審議します。担当推進委員、山下(増)委員の報告をお願いします。
山下(増)委員	5月30日に福安農業委員、事務局、申請人とその家族と私で現地確認を行いました。申請人は親子であり、親から子への贈与です。■■■は、集落から5分程度車で行った飯盛山の中でした。残りは集落周辺です。譲受人には成人した子もおられ問題ありません。農機具もトラクター、田植え機もあります。チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断します。
議 長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	山下(増)推進委員の報告されたとおりで、何ら問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 10 番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 11 番を審議します。担当推進委員、山下(増)委員の報告をお願いします。
山下(増)委員	5月30日に福安農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。現況は田として使われており、譲受人がずっと耕作されています。チェックシートを確認しまして、問題ないと判断します。
議 長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	山下(増)推進委員の報告されたとおりで、何ら問題ないと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 11 番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 12 番を審議します。担当推進委員、山下(増)委員の報告をお願いします。
山下(増)委員	5月30日に福安農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。現地はアストロパークの裾野にある田んぼとして使われており、譲受人がずっと耕作されています。チェックシートを確認して、問題ないと判断します。
議 長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	山下(増)推進委員の報告されたとおりで、何ら問題ないと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 1 2 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 1 3 番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		6月6日に砂川農業委員、譲渡人と私で現地確認を行いました。譲受人は新規就農者として研修に来られ、研修終了後に花きや野菜などをハウスで栽培されており、愛菜館に出荷しています。譲受人も地元に移住しておりますので、何ら問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		補足します。譲渡人が高齢になったということで、譲受人が I ターンで入ってこられて優秀で、基盤もできたので、ハウス 2 棟を譲渡するということです。自分の築いてきたことを後輩に引き継いでいこうという思いがあると思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 1 3 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 1 4 番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		6月3日に山岡推進委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は譲渡人が相続した農地で、自分では耕作ができないので、耕作する方を探していたようです。申請地の隣が譲受人の畑であり、近所でもあることから無償なら良いということで申請となったようです。耕運機で他の畑も自家消費野菜を栽培しております。特に支障はないと思いますので、許可相当と思料いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 1 4 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 1 5 番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員		本件は、親子間の売買という案件です。6月3日に中村農業委員、事務局 2 名と私で現地確認を行いました。現地はきちんの耕作されており、農機具の保有状況も問題ありません。自宅近くの水田であり、親子間の売買ですので、今の耕作形態が変わると思われるので、何ら問題ないかと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員		前田推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号１５番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号１６番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		５月３０日に山岡推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は譲渡人が相続した農地で、他にも別のところで耕作されており、申請地までなかなか手が回らないので、近くを耕作している知人の譲受人へ譲渡することになったようです。譲受人は、近くに住んでおり、近くの田んぼを耕作しており、農機具は申請地近くの小屋に置いております。チェックシートに照らし合わせても特に支障ないと思いますので、許可相当と思料いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号１６番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号１７番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西村委員		５月３０日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲渡人、譲受人とその家族と私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人の自宅裏に隣接する農地で、譲受人が家庭菜園をできる近場の圃場を探していて、譲渡人と売買の話ができたということです。譲受人は管理機を所有しており、野菜を作付する予定を組んでおられます。チェックシートもＯＫですし、何ら問題ないと思いますので、許可の方よろしく願いいたします。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		西村推進委員の報告のとおりでございます。譲受人は管理機だけですが、圃場も大きくないので問題ないと判断しております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号１７番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号１８番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		６月３日に蔵内農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。現地は馬場との境界あたりです。譲受人の家族が経営する法人が近隣を大規模に耕作されており、その手伝いを譲受人がされております。申請地も法人で耕作していたのですが、購入することになったものです。昨年１０月にもありましたが、農地を購入して自分でもやりたいということですし、農機具も増やす予定であることから問題ありません。

議 長	引き続き、担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵 内 委 員	太田推進委員から報告のあったとおりです。現状と同様に水田として利用される予定であり、許可することに問題ないと思料いたします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 18 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 19 番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員	6 月 3 日に川上農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は、空港近くのハウスで、作業員 8 名と一緒にイチゴ栽培されております。この度、イチゴ栽培を増やしたいということです。他にもブドウ栽培をしたいという意欲をもっておられます。チェックシートに照らし合わせても問題ないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	山根(一)推進委員の報告のとおりです。12 棟のハウスで経営されていますので、問題ないと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員	1,698 m ² のうち 900 m ² となっている理由は。
川 上 委 員	残りは所有者が畑をしたいためです。今回借りるのは、ハウス 1 棟分の面積です。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 19 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号 4 番、5 番と一時転用 4 番の 3 件でございます。 整理番号 4 番、申請地は杉崎、転用目的は住宅建築、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第 2 種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号 5 番、申請地は河原町鮎ヶ丘、転用目的は住宅建築、農地区分は土地区画整理事業施行区域に該当するので第 3 種農地と判断し、許可根拠は原則許可です。 一時転用 4 番、申請地は国府町雨滝（河合谷高原）、転用目的は風況観測器設置、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第 2 種農地と判断し、許可根拠は一時転用です。

議 長	整理番号3番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員	6月6日に下田農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。既にピンで建築位置がわかるようにしてありました。上下水道も完備されており、近所に迷惑をかけることは一切ございません。周りは住宅になっており、何ら問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員	有本推進委員から説明のあったとおり、転用による周辺農地へ全く影響はないということでございますし、転用目的は妥当と判断いたします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号5番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻 原 委 員	6月2日に河毛農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は住宅地の一面で、周辺は全て住宅が建っています。以前は畑作をされていたようですが、すぐにでも建築できる状態です。譲受人は2軒隣に親と住んでおり、実家近くに建築するものです。周辺農地へ支障をおよぼすおそれは全くないと考えます。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 一時転用4番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉 永 委 員	6月5日に山田農業委員、事務局2名、雨滝自治会から3名、賃借人の従業員と私で現地確認を行いました。雨滝自治会が所有している河合谷高原の大根畑に風力発電の計画をするために観測機器を設置する一時転用です。周りも大根畑ですが、誰も耕作しておらず、何ら農地に影響はないと思われます。
議 長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 委 員	追加の説明をさせていただきます。農地開発によって畑にしてあったところです。今回の案件は問題ありませんが、今後、計画を進めていくのに水源涵養保安林と国定公園内の開発についての法的な縛りをクリアできるかということを業者に伝えてあります。
議 長	質疑・意見はございませんか。
前 田 委 員	図面では、かなり広大な申請地になっていますが。
山 田 委 員	図面は点になるので、わかるようになっているようで、実際は12m四方の面積に機器を設置するようです。

前 田 委 員	扇ノ山登山道にかかっているように見えるが。
山 田 委 員	登山道とは全く別で、農地開発した畑の中です。
竹 森 委 員	地目が保安林となっているが、現在は何になっているのか。
事 務 局	現在は畑です。農地開発する際にその面積だけ、保安林解除してあります。
山 田 委 員	保安林解除等は、今回の案件では大丈夫ですが、今後事業を展開した時に必要ということです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 一時転用４番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第１３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第１４号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号２５番の１筆と整理番号２８番は取下げされましたので、整理番号１８番から２７番までと２９番の全部で１１件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長	整理番号１８番を審議します。担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵 内 委 員	６月３日に事務局と私で現地確認を行いました。現地は、倉庫が建っており、宅地として利用されています。周辺は民家が立ち並んでおり人為的潰廃ではあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１９番と２０番を一括して審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	５月３０日に山岡推進委員、事務局、現地を管理している人と私で現地確認を行いました。まず整理番号１９番は、５０年以上何もされてなく、雑木が生え山のようになっており、復旧は困難ということで承認は致し方ないと判断いたしました。次の整理番号２０番は、猪の被害があったりして３０年以上耕作していないということで、原野化しており、とても復旧が困難ですので、非農地にするには問題ないと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２１番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		６月５日に平林推進委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。農免道路沿いで、北側には住宅団地があり、農免道路を挟んだ山側になります。２５年以上前から耕作しておらず原野しており、農地への復旧が困難な土地に該当すると判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２２番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		６月５日に谷口(泰)推進委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。県道沿いで、県道より１ｍ５０ｃｍほど高い位置にあります。高齢になり２０年以上前から耕作しておらず、原野している谷間の農地ですので、何ら問題はないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２３番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		５月３０日に竹森農業委員、事務局２名、申請人側から２名と私で現地確認を行いました。合併前に造成され、造成の際の石が大量にあり、耕作できずに現在に至り、雑木林になっています。３方が道路で、１方は斜面です。チェックシートの③、耕作不適等でやむを得ず長期間耕作放棄されたために自然潰廃した農地で復旧が困難な土地にあたります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２４番を審議します。担当推進委員、山下(増)委員の報告をお願いします。
山下(増)委員		５月３０日に福安農業委員、事務局、申請人夫婦と私で現地確認を行いました。■■■は、集落の中にあり隣接地に行き来する道の端にあります。周りは住宅なので問題はありません。■■■は、集落の外れに農業用倉庫が建って利用されています。２筆とも農地行政上支障がないと判断し、チェックシートの③に該当します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２５番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		５月３０日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。申請地のうち６筆は原野化しており、チェックシート③の自然潰廃に該当すると思われます。■■■は、住宅の隣でチェックシート④の人為的潰廃地に該当いたします。全て問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２６番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		６月６日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地周辺は農免道路沿いの梨畑でしたが、今は、梨の木はありません。申請地は梨の木が切っており、小笹が生えて農地へ復旧が困難な土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２７番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		集落から数キロ離れた山の中で、谷川沿いにある昔は田んぼだったと思われます。昭和４０年代の減反政策によって杉を植えられて、杉も大きくなって農地に戻すことは困難です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２９番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		６月３日に川上農業委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。昭和４７年から隣接するガソリンスタンドの資材置場と駐車場として利用されて、舗装もされております。とても農地への復元はできるような状態ではないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第１４号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第１５号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が１９０，８５６㎡、畑が３１，９３９．２０㎡、果樹園が３２，６０９．７８㎡の合計２５５，４０４．９８㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権５６件、使用貸借による権利１０１件の合計１５７件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第１９条第２項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。
柳田委員		なぜ、始期が８月１日からなのですか。６月で田植えは終わっているのですけど。
事務局		こちらのケースは、前回から継続していて、耕作されているケースが多いのですが、そういう時期に当たり、特に問題はありません。
議	長	質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第１５号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項

議	長 (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第3回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後3時15分
---	--